

第 1 編 総 則

第1節 計画の目的・構成・基本方針

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、高原町防災会議が作成する計画であって、町、防災関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害対策等を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

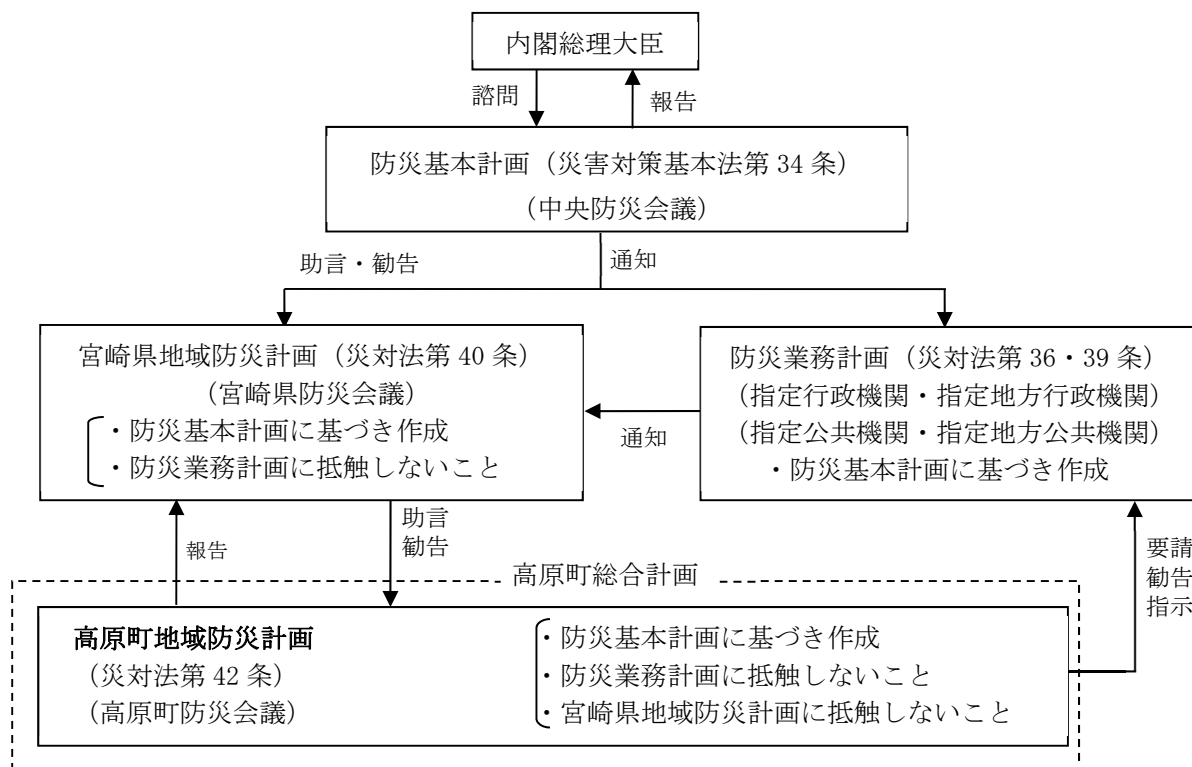


図 1-1 国、宮崎県及び高原町の防災会議並びに防災計画の体系

なお、この実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方により、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視する。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、ハード・ソフト面等のさまざまな対策を組み合わせ、災害に備えるものとする。

計画の実施にあたっては、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した住民運動を展開するとともに、その推進にあたっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。

2 計画の構成

本計画の構成は、第1編は全災害を考察した総則とし、第2編を風水害等対策(基本)編、第3編を震災対策編、第4編を南海トラフ地震防災対策推進計画、第5編を火山災害対策編、第6編をその他の災害対策編として、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。

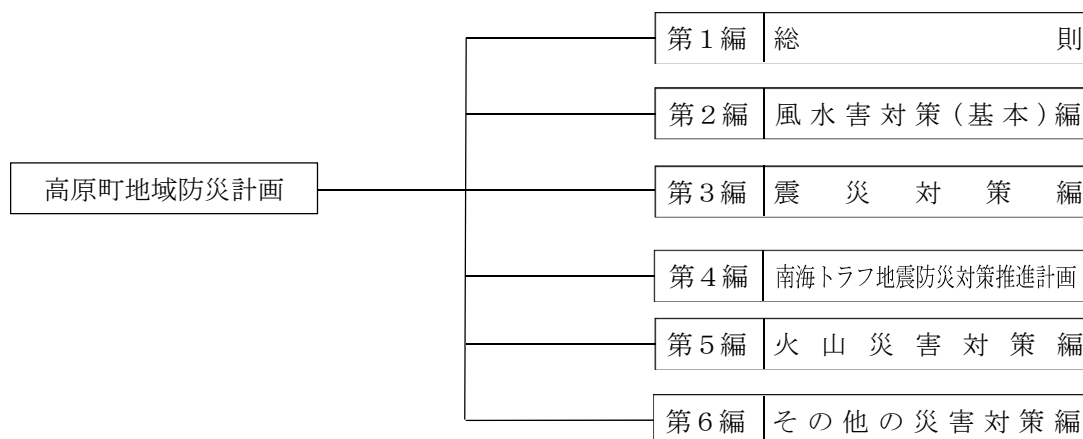


図 1-2 計画の構成

3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正するものとする。

4 計画の周知

本計画の内容は、町職員、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者等に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底するよう努める。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等の防災施策において特に配慮を要する方（以下、「要配慮者」という。）や観光客などに対する配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

5 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

6 計画の基本方針

災害の各段階(災害予防、災害応急活動、災害復旧・復興)に応じて、的確かつ効果的な防災対策ができるよう計画の樹立及び推進にあたっては、次を基本とする。

(1) 地域特性を反映した計画的な災害予防

- ア 地域特性に則し、災害の未然防止と被害を最小限に抑えるため、各種の防災対策事業を推進し、防災基盤の強化を図る。
- イ 災害に強いまちづくりを進めるため、防災に配慮した土地利用、建築物の耐震・耐火対策の促進等、防災対策を進める。
- ウ 災害時におけるライフライン施設の機能を確保するため、災害予防対策を推進するとともに、効率的な応急対策を実施するための体制の整備を図る。
- エ 災害時の応急対策活動や物資の緊急輸送など、円滑な防災活動が実施できるよう防災に機能する道路ネットワークの計画的な整備を図るとともに、緊急輸送体制を確立する。
- オ 災害発生時の応急対策、その後の災害復旧を迅速に行うため、情報収集・伝達体制や組織体制など事前の体制整備を図る。
- カ 災害から自らを守るために第三者の避難支援を要する避難行動要支援者を平時から把握するとともに、災害時における避難情報の伝達体制や避難誘導等、避難行動要支援者の避難支援体制を確立する。
- キ 地区公民館・集会施設、体育館、広場などの公共施設を防災拠点として機能強化を図り、災害時に避難や救助活動など円滑な災害応急活動が行えるよう活用する。
- ク 指定一般避難所の整備拡充と必要な設備の確保に努めるとともに、円滑な避難ができるよう住民に対する避難のための知識の普及に努める。
- ケ 防災行政無線の整備、インターネットなどの活用による複合的な情報ネットワークを整備し、防災情報の収集機能強化や住民への多元的な情報提供システムを構築し、迅速で的確な防災情報の提供と避難誘導に努める。
- コ 防災資機材の整備や食料等の災害時に必要な物資を計画的に備蓄する。
- サ 平素から住民に対する防災知識の普及や啓発を積極的に推進し、「自らの身の安全は自ら守る」との視点にたって防災意識を高めるとともに、自主防災組織の確立や防災訓練の実施など自主防災活動の活性化を積極的に支援する。また、自主防災組織や町民と地域事業所の連携による自主防災体制を強化し地域防災力の向上を図る。

(2) 迅速で円滑な災害応急活動

- ア 災害発生後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立するとともに、災害事象に応じた具体的な行動マニュアルを整備し、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう体制の整備に努める。
- イ 町及び防災関係機関は、災害時に迅速かつ円滑に活動ができるよう災害応急活動体制を確立するとともに、他機関との連携による応援体制を確立する。
- ウ 災害発生直後の迅速な被害情報等の収集及び伝達、通信手段の確保に努める。

- エ 円滑な救助・救急、医療救護及び消火活動、緊急物資輸送のための交通の確保対策並びに緊急輸送を実施する。
 - オ 被災者や要配慮者の安全な指定緊急避難場所への避難誘導及び支援、食料、飲料水及び生活必需品等の調達及び供給を実施する。
 - カ 被災者の生活確保に資する電気、水道、電話等のライフラインの迅速な応急復旧を図る。
 - キ 防疫、災害廃棄物の迅速な処理及び応急仮設住宅の建設計画の体制を整備する。
 - ク 児童・生徒の安全確保と応急教育計画を作成し実施する。
- (3) 速やかな災害復旧・復興
- ア 被災者の生活相談窓口の設置や資金融資等の救護措置を充実させ、一般被災者や被災事業者の民生安定化を図る。
 - イ 被害の状況から重要度、緊急度に応じて、被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進する。

第2節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱

本節は、町、県、並びに町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に関し処理すべき事務または業務を示す。

防災上重要な機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努める。

1 高原町

町は、地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災対策活動を実施する。

表 1-1 高原町が処理すべき事務または業務の大綱

処理すべき事務または業務の大綱
【災害予防】 (1) 町防災会議に係る事務に関すること (2) 町災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること (3) 防災施設・設備の整備に関すること (4) 防災に係る教育、訓練、調査研究に関すること (5) 県及び防災関係機関との連絡調整に関すること (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること (7) 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること (8) 水道施設の整備と防災管理に関すること (9) 給水体制の整備に関すること (10) 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること (11) 災害危険区域の把握に関すること (12) 各種災害予防事業の推進に関すること (13) 防災知識の普及に関すること 【災害応急対策】 (14) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること (15) 地域の安全対策及び災害に対する拡大防止対策に関すること (16) 水防・消防等応急対策に関すること (17) 災害時における人命救助・保護に関すること (18) 避難指示等及び避難者の誘導並びに指定一般避難所の開設に関すること (19) 災害時における文教、保健衛生に関すること (20) 災害広報に関すること (21) 復旧資機材の確保に関すること

- (22) 災害対策要員の確保・動員に関する事
- (23) 災害時における交通、輸送の確保に関する事
- (24) 災害時における水の確保に関する事
- (25) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事
- (26) 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関する事
- (27) 災害廃棄物の処理に関する事

【災害復旧】

- (28) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関する事
- (29) 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付に関する事
- (30) 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事
- (31) 義援金品の受領、配分に関する事

2 宮崎県

表 1-2 宮崎県が処理すべき事務または業務の大綱

処理すべき事務または業務の大綱
【災害予防】 (1) 宮崎県防災会議に係る事務に関する事 (2) 宮崎県災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事 (3) 防災施設の整備に関する事 (4) 防災に係る教育、訓練に関する事 (5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事 (6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事 (7) 食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関する事 (8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関する事 (9) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事 (10) 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事 (11) 防災知識の普及に関する事 【災害応急対策】 (12) 災害予警報等情報の収集・伝達に関する事 (13) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 (14) 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事 (15) 災害救助法の適用に関する事 (16) 災害時の防疫その他保健衛生に関する事 (17) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指導、調整に関する事 (18) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関する事 (19) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事 (20) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関する事 (21) 自衛隊の災害派遣要請に関する事 (22) 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関する事

- (23) 地域安全対策に関すること
 (24) 災害廃棄物の処理に関すること
【災害復旧】
 (25) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること
 (26) 物価の安定に関すること
 (27) 義援金品の受領、配分に関すること
 (28) 災害復旧資材の確保に関すること
 (29) 災害融資等に関すること

(県・広域関係現地機関)

表 1-3 県・広域関係現地機関が処理すべき事務または業務の大綱

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
小林県税・総務事務所	(1) 県有施設の災害対策に関すること (2) その他支部の事務に必要な整備運営に関すること
南部福祉こどもセンター	(1) 災害救助法に基づく救助事務に関すること (2) その他生活福祉対策に関すること
小林保健所	(1) 医療救護及び助産対策に関すること (2) 防疫対策、感染症対策に関すること (3) 給水対策に関すること (4) その他保健環境対策に関すること
西諸県農林振興局	(1) 農作物、農林業用施設、園芸、家畜及び林産物等の対策に関すること (2) 県災害対策本部西諸県地方支部の運営等に関すること
小林土木事務所	(1) 水防対策に関すること (2) 住宅対策に関すること (3) 交通施設、障害物の除去対策に関すること (4) その他土木、建築関係対策に関すること
小林警察署	(1) 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護に関すること (2) 災害時における社会秩序の維持及び交通に関すること
西諸広域事務組合中央消防署高原分遣所	水防、救急、救助その他の応急措置

3 指定地方行政機関

表 1-4 指定地方行政機関が処理すべき事務または業務の大綱

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
九州管区警察局	(災害予防) (1) 警備計画等の指導に関すること (災害応急対策) (2) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること (3) 広域的な交通規制の指導調整に関すること (4) 他の管区警察局との連携に関すること (5) 管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること (6) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること (7) 警察通信の運用に関すること (8) 津波予報の伝達に関すること

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
	[宮崎県情報通信部] (災害応急対策) (1) 広域緊急援助隊の通信運用及び広域的な応援の通信運用指導調整に関すること (2) 他の県情報通信部との連携に関すること (3) 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関すること (4) 警察通信運用に関すること
九州財務局宮崎財務事務所	(災害応急対策) (1) 災害時における金融措置に関すること (2) 国有財産の無償貸付等の措置に関すること (災害復旧) (3) 被災施設の復旧事業費の査定の立会いに関すること (4) 地方公共団体に対する災害融資に関すること
九州厚生局	(災害応急対策) (1) 災害状況の情報収集、通報に関すること (2) 関係職員の現地派遣に関すること (3) 関係機関との連絡調整に関すること
九州農政局	(災害予防) (1) 米穀の備蓄に関すること (2) 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること (3) 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること (災害応急対策) (4) 農業関係被害の調査・報告に関すること (5) 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関すること (6) 応急用食料の調達・供給に関すること (7) 種子及び飼料の調達・供給に関すること (災害復旧) (8) 農業協同組合等の金融機関に対する融資等の指導に関すること (9) 農地・農業用施設の復旧対策の指導に関すること (10) 農地・農業用施設の復旧事業費の査定に関すること (11) 土地改良機械の緊急貸付に関すること (12) 被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること (13) 技術者の緊急派遣等に関すること
九州森林管理局(宮崎森林管理署)	(災害予防) (1) 国有保安林・治山施設の整備に関すること (2) 林野火災予防体制の整備に関すること (災害応急対策) (3) 林野火災対策の実施に関すること (4) 災害対策用材の供給に関すること (災害復旧) (5) 復旧対策用材の供給に関すること
九州経済産業局	(災害予防) (1) 地盤沈下の防止に関すること (2) 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること (災害応急対策) (3) 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること (4) 被災事業者の業務の正常な運営確保に関すること (5) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
	(災害復旧) (6) 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関する事 (7) 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関する事
九州産業保安監督部	(災害予防) (1) 電気施設、ガス、火薬類等危険物等の保安の推進に関する事 (2) 各取扱事業者に対する予防体制確立の指導等に関する事 (3) 鉱山の保安に関する監督指導に関する事 (4) その他防災に関し産業保安監督部の所掌すべき事 (災害応急対策) (5) 電気施設・ガス及び火薬類等危険物等の保安確保に関する事 (6) 鉱山における応急対策の監督指導に関する事
九州運輸局(宮崎運輸支局)	(災害予防) (1) 交通施設及び設備の整備に関する事 (2) 宿泊施設等の防災設備に関する事 (災害応急対策) (3) 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関する事 (4) 災害時における所管事業に関する情報の収集に関する事 (5) 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関する事 (6) 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関する事 (7) 緊急輸送命令に関する事
大阪航空局(宮崎空港事務所)	(災害予防) (1) 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底に関する事 (2) 航空通信連絡情報及び航空管制の整備に関する事 (災害応急対策) (3) 災害時における航空機輸送の安全確保に関する事 (4) 遭難航空機の捜索及び救助活動に関する事
国土地理院九州地方測量部	(1) 地殻変動の監視に関する事 (2) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関する事 (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事
福岡管区気象台(宮崎地方気象台)	(災害予防) (1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関する事 (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事
九州総合通信局	(災害予防) (1) 非常通信体制の整備に関する事 (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事 (災害応急対策) (3) 災害時における電気通信の確保に関する事 (4) 非常通信の統制、管理に関する事 (5) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関する事 (6) 災害時における移動通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関する事

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
宮崎労働局	(災害予防) (1) 事業場における労働災害防止のための指導監督に関すること (2) 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関すること (災害応急対策) (3) 労働者の業務上の災害補償保険に関すること (災害応急対策) (4) 被災後、工場等の産業現場において、有害物の漏えい、建造物の倒壊、地山の崩壊等の二次的災害の防止に関すること (5) 復旧工事における労働災害の防止に関すること
九州地方整備局（宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、川内川河川事務所、宮崎港湾・空港整備事務所を含む）	国土交通大臣が直接管理する河川・道路等について下記の措置をとる (災害予防) (1) 気象観測通報についての協力に関すること (2) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること (3) 災害危険区域の選定または指導に関すること (4) 防災資機材の備蓄、整備に関すること (5) 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること (6) 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること (7) 水防警報等の発表及び伝達に関すること (8) 港湾施設の整備と防災管理に関すること (災害応急対策) (9) 洪水予報の発表及び伝達に関すること (10) 水防活動の指導に関すること (11) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること (12) 災害広報に関すること (13) 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること (14) 緊急物資及び人員輸送活動に関すること (15) 海上の流出油に対する防除措置に関すること (災害復旧) (16) 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること (17) 港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること (その他) (18) 国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施に関すること
九州地方環境事務所	(災害予防) (1) 公園事業施設における安全確保及び情報提供の推進に関すること (災害応急対策) (2) 災害時における公園事業施設に関する情報の収集に関すること (3) 災害時における公園利用者の安全に関する情報の収集に関すること (災害復旧) (4) 飼育動物の保護等に係る支援に関すること (5) 災害時における災害廃棄物の処理支援に関すること
自衛隊（陸上自衛隊、航空自衛隊）	(1) 災害派遣計画の作成に関すること (2) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること (災害応急対策) (3) 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

※指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するもの

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

表 1-5 指定公共機関及び指定地方公共機関が処理すべき事務または業務の大綱

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
日本郵便株式会社 (宮崎中央郵便局及び 県内郵便局) (高原・並木・狭野 簡易・広原簡易・後 川内簡易郵便局)	(災害応急対策) (1) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 (2) 災害時における郵便事業運営の確保 (3) 災害時における郵便局窓口業務の確保
九州旅客鉄道株式会 社	(災害予防) (1) 鉄道施設の防火管理に関すること (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること (災害応急対策) (4) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に 関すること (5) 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること (災害復旧) (6) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
西日本電信電話株式 会社(宮崎支店)、 NTT コミュニケーシ ョンズ株式会社、株 式会社NTT ドコモ (宮崎支店)、KDDI 株式会社、ソフトバ ンク株式会社	(災害予防) (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関すること (2) 応急復旧用通信施設の整備に関すること (災害応急対策) (3) 津波警報、気象警報の伝達に関すること (4) 災害時における重要通信に関すること (5) 災害関係電報、電話料金の減免に関すること
日本銀行(宮崎事務 所)	(災害予防・災害応急対策) (1) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導及び銀行券の円滑 な供給に関すること
日本赤十字社(宮崎 県支部)	(災害予防) (1) 災害医療体制の整備に関すること (2) 災害医療資機材の整備に関すること (災害応急対策) (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること (4) 避難所等での活動、義援金の募集、配分等の協力に関すること
日本放送協会(宮崎 放送局)	(災害予防) (1) 防災知識の普及に関すること (2) 災害時における放送の確保対策に関すること (災害応急対策) (3) 気象予警報等の放送周知に関すること (4) 指定一般避難所等への受信機の貸与に関すること (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関するこ と (6) 災害時における広報に関すること (災害復旧) (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
西日本高速道路株式会社(九州支社宮崎高速道路事務所)	(災害予防) (1) 管理道路の整備と防災管理に関すること (災害応急対策) (2) 管理道路の疎通の確保に関すること (災害復旧) (3) 被災道路の復旧事業の推進に関すること
日本通運株式会社(宮崎支店)	(災害予防) (1) 緊急輸送体制の整備に関すること (災害応急対策) (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること (災害復旧) (3) 復旧資材等の輸送協力に関すること
九州電力株式会社(宮崎支店)及び九州電力送配電株式会社(宮崎支社)	(災害予防) (1) 電力施設の整備と防災管理に関すること (災害応急対策) (2) 災害時における電力の供給確保に関すること (災害復旧) (3) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること
宮崎交通株式会社	(災害予防・災害応急対策) (1) 災害時における被災者のバスによる輸送の確保に関すること (2) 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送に関する こと (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の 臨時応急輸送に関すること
宮崎ガス株式会社	(災害予防) (1) ガス施設の整備と防災管理に関すること (2) 導管の耐震化の確保に関すること (災害応急対策) (3) 災害時におけるガスの供給確保に関すること (災害復旧) (4) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること
宮崎日日新聞社	(災害予防) (1) 防災知識の普及に関すること (2) 災害時における報道の確保対策に関すること (災害応急対策) (3) 気象予警報等の報道周知に関すること (4) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する こと (5) 災害時における広報に関すること (災害復旧) (6) 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること
宮崎運輸株式会社、 センコー株式会社、 宮崎県トラック協会	(災害予防) (1) 緊急輸送体制の整備に関すること (災害応急対策) (2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること (災害復旧) (3) 復旧資材等の輸送協力に関すること

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
株式会社宮崎放送、 株式会社テレビ宮崎、 株式会社エフエム宮崎	(災害予防) (1) 防災知識の普及に関すること (2) 災害時における放送の確保対策に関すること (災害応急対策) (3) 気象予警報等の放送周知に関すること (4) 指定一般避難所等への受信機の貸与に関すること (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する こと (6) 災害時における広報に関すること (災害復旧) (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
宮崎県医師会	(災害予防・災害応急対策) (1) 災害時における医療救護・助産の活動に関すること (2) 負傷者に対する医療活動に関すること
宮崎県歯科医師会	(災害予防・災害応急対策) (1) 災害時における歯科医療の実施に関すること (2) 身元不明遺体の個体識別の実施に関すること
宮崎県薬剤師会	(災害予防・災害応急対策) (1) 災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給に関すること
宮崎県看護協会	(災害予防・災害応急対策) (1) 災害時における指定一般避難所等の避難住民の健康相談及び健康管 理の実施に関すること
宮崎県L P ガス協会	(災害予防・災害応急対策) (1) ガス供給施設の整備と防災管理に関すること (2) 災害時におけるガス供給の確保に関すること
宮崎県管工事協同組 合連合会	(災害予防・災害応急対策) (1) 災害時における水道管復旧工事の施工に関すること
宮崎県警備業協会	(災害予防・災害応急対策) (1) 災害時における道路交通整理の補助に関すること
一般社団法人宮崎県 建設業協会	(災害予防・災害応急対策) (1) 災害時における応急対策に関すること
宮崎ケーブルテレビ 株式会社、B T V株 式会社、株式会社ケー ブルメディアワイ ワイ	(災害予防) (1) 防災知識の普及に関すること (2) 災害時における放送の確保対策に関すること (災害応急対策) (3) 気象予警報等の放送周知に関すること (4) 指定一般避難所等への受信機の貸与に関すること (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する こと (6) 災害時における広報に関すること (災害復旧) (7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること

※指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されるもの

※指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するもの

5 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

表 1-6 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務または業務の大綱

機関名	処理すべき事務または業務の大綱
こばやし農業協同組合	(災害応急対策) (1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事 (2) 農作物災害応急対策の指導に関する事 (災害復旧) (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事 (4) 被災農家に対する融資あっせんに関する事
宮崎県森林組合 小林林産物流通センター	(災害応急対策) (1) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事 (2) 救出活動等における重機、車両等の協力に関する事 (3) 風倒木、被害木、漂流木の処理に関する事 (災害復旧) (4) 被災組合員に対する融資のあっせんに関する事
高原町商工会	(災害応急対策) (1) 救援物資の調達についての協力に関する事 (2) 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する事
高原町各土地改良区	(災害予防) (1) 農業用かん水防除施設等の整備及び防災管理に関する事 (2) 土地改良施設の整備に関する事 (災害応急対策・災害復旧) (3) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関する事
高原町社会福祉協議会	(災害応急対策) (1) ボランティアの受付と支援に関する事 (災害復旧) (2) 災害義援金の受付・管理に関する事 (3) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関する事
社会福祉施設の管理者	(災害予防) (1) 防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策に関する事 (災害応急対策) (2) 災害時における収容者の避難誘導に関する事 (3) 町が実施する災害応急対策への協力に関する事
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	(災害予防・災害応急対策・災害復旧) それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関する事

※公共的団体

農業協同組合、商工会・商工会議所等の産業経済団体、文化団体、その他教育、福祉、農業など、各分野で公共的活動を営む団体

第 3 節 高原町の地勢と災害要因

本節では、本町の地形、気候などの自然的要因、人口・産業など社会的要因にふれ、更に台風、集中豪雨及び地震等の特徴的な災害特性を示す。

1 位置と地勢

高原町は、宮崎県の西南部、霧島錦江湾国立公園霧島地域を境に鹿児島県と接する静かな山あいに位置しており、面積は 85.39km²。およそ 50%を山林原野が占めている。役場を中心に東西 18km、南北 10km に広がり、町の西側には、昭和 9 年に国内初の国立公園に指定された霧島火山群がそびえ立っている。また、霧島山系からの豊富な水が大小河川として町内を流れていることから、水とみどりに富んだ自然豊かな町としても知られている。

2 気候

本町を含む西諸地区の気候は、年平均気温 16.3℃、年間降水量 2,774.1mm（資料：アメダス小林観測所：統計期間 2000 年～2020 年）と温暖多雨であるものの、降雨が梅雨期と台風時に偏っている。

3 道路・交通

主要な交通網としては国道 221 号、223 号のほか、県道 6 本が通り、また、九州縦貫自動車道えびの・宮崎間の全線開通にともない、町内にインターチェンジが設置され、宮崎県内はもとより九州各地との時間距離が大幅に短縮されるなど、交通網の整備が進んでいる。

このほか、J R 吉都線があり、都城市と鹿児島県湧水町を結んでいる。

4 自然条件

霧島火山群は西南日本外帯である四万十層群上に立地する大小 20 数個の火山群で、第 3 紀終末・第 4 紀から今日まで活発な火山活動を展開しており、その堆積物は第 4 紀を通じて県南部に堆積している。

火山群は新古 2 期に分かれ、古期は約 60～50 万年前の加久藤・小林カルデラの形成から始まり、主に火山帯西側（えびの・鹿児島県湧水町方面）の火山形成に終始し、これらは浸食が進み、火口の形がはっきりしないものが多く存在する。新期は約 10 万年からで、古期火山帯を土台として様々な火山が形成され、高千穂火山帯を除いてほぼ現在に近い状況となる。

高原町に近い高千穂火山は、霧島火山群の中でも比較的新しい部類に入り、約 1 万年前辺りから活動が始まり、二子石・古高千穂・高千穂・御池・御鉢の順に形成され、火口が残存しているのは御池・御鉢のみである。特に御池は、霧島火山帯の中で最も標高の低い所で噴火した火山で、約 4,200 年前にマグマ水蒸気爆発を起こし、周囲に「御池軽石」と呼ばれる黄灰色の軽石を降下させた、霧島火山帯最大の火口湖である。また、御鉢は、隣接する新燃岳と共に、文献に残る活発な活動を繰り返してきた。

このような環境下にあるため、高原町を形成している地層は霧島火山帯の噴出物が基礎となっている。主に非常に大規模に発生した入戸火砕流の堆積物で構成され、その厚さは多い所で

は約 20mにもなり、堆積した台地はシラス台地と呼ばれ、標高は約 200m前後で、広い平坦面を有しており、周囲には高低差 20m程の「迫」と呼ばれる谷が巡っている。谷には水源が多く、町内でも多くの支流が発生し、大淀川へと流れている。

このように、町域には、災害危険箇所が多く存在し、これらに対する監視や防災対策、災害応急対策など防災体制の充実強化も大きな課題となっている。

5 人口構成

人口は減少傾向にあり、年少人口は減少、高齢者人口は増加の傾向にあり、少子高齢化が進行している。また、65歳以上の高齢単身者世帯は増加しており、令和2年では、世帯総数の 20.9%となっている。

表 1-7 高原町の人口構成

(単位:人、%)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	11,254	10,623 ※1	10,000 ※1	9,300	8,639 ※2
年少人口	1,684	1,340	1,152	997	932
(15歳未満)	(15.0)	(12.6)	(11.5)	(10.7)	(10.8)
生産年齢人口	6,451	5,899	5,495	4,843	4,066
(15～64歳)	(57.3)	(55.5)	(55.0)	(52.1)	(47.1)
高齢者人口	3,119	3,382	3,351	3,460	3,641
(65歳以上)	(27.7)	(31.8)	(33.5)	(37.2)	(42.1)
世帯数	3,984	4,063	4,042	3,914	3,750
1世帯当たり人数	2.82	2.61	2.47	2.38	2.30
65歳以上の高齢単身者世帯	457	554	637	740	788

※1 総人口には「不詳」を含むため、内訳を合計しても総数に一致しない。

資料:国勢調査

※2 令和2年は確定値

6 災害履歴

本町がこれまでに受けた災害には、台風、大雨、火災、地震、火山噴火等があり、このようなことから、防災行政の推進にあたっては、住民と事業者、行政が共同して「災害に強い安全なまちづくり」をハード、ソフト両面から積極的に推進することが必要である。

第4節 災害特性と被害想定

1 想定する主な災害

想定する主な災害は、風水害、震災、噴火災害である。なお、これらの複合災害（同時または連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性も認識し、備えを充実するものとする。

2 風水害に対する基本的考え方

宮崎県は台風常襲地帯に位置しており、毎年台風来襲による暴風、豪雨により県民は大きな被害を被っている。

このため、第2編風水害対策(基本)編は住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に対処するべく、平成5年の台風13号、平成9年の台風19号をはじめ過去の大規模な災害の経験を教訓に近年の社会構造の変化を踏まえ総合的かつ計画的な防災対策を推進させることにより、住民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。

3 宮崎県における風水害の概要

宮崎県における主な災害は台風による暴風雨災害及びこれに伴う高潮災害並びに低気圧、前線等による水害であって、これらによりしばしば大被害を受けている。

また、平成26年から平成30年の気象災害を整理したものを次表に示す。近年においても台風等による風雨によるものの他、落雷による被害がみられる。

表 1-8 平成26年～平成30年の被害件数

	台風	大雨	大雨 (梅雨)	長雨	竜巻	強風	積雪	低温	凍害	大雪	落雷
平成26年	5	2	4			3		2		1	2
平成27年	1	6	9	1							1
平成28年	3	6	3			1		1		1	5
平成29年	5	5	4		1				1		3
平成30年	7	6				1	1	2			2

※宮崎県災異誌第55号より。災害名称に2つ以上の現象が示されている場合は重複算出している。

4 台風による被害

台風災害は宮崎県の気象災害中、その首位を占めるものである。地理的立地条件は台風のたびたびの襲来を受け、年々被むる台風災害は莫大なものである。台風災害の特徴は以下のとおりである。

- (1) 台風の襲来回数が多い
- (2) 台風の最盛期(中心気圧は深まらないが、暴風雨域が広がってくる)に宮崎県を襲うことが多い
- (3) 台風に伴う暴風雨継続時間が他地方に比べて長いことなどが、その主な原因である。1個の台風で死傷者565名、住家33,850戸を全半壊させた例もある(昭和20年9月17日枕崎台風)。

5 台風災害の状況

台風による被害は周知のとおり人畜、建造物、農地、林地、農作物など全般に及び、その程度は1個の台風で死傷者 369 名、住家 11,837 戸を全半壊させ、その被害総額は、県財政規模の2倍以上となった例もある(昭和 26 年 10 月 14 日のルース台風)。

農作物被害は、農業県であるだけにその影響は大きく、台風の一つひとつが県民の経済を左右しているほどである。

6 宮崎県における台風の特性

宮崎県は、九州の東部に位置し、東は日向灘、南は志布志湾を隔てて太平洋に面し、北と北西は高く険しい九州山地を境にして大分県と熊本県に接し、南西は霧島山系を境界として鹿児島県に連なっている。

以上のような地理的条件から、宮崎県は毎年のように台風の襲来を受けているが、その襲来回数と経路及びその強度を示すと次のとおりである。

(1) 台風の襲来回数

宮崎県に被害を及ぼした台風を調べると(統計期間 1949～2008 年、熱帯低気圧を除く、宮崎県災異誌による。) 年平均 2.9 個となっており、毎年台風から被害を受けている。

(2) 台風の襲来季節

宮崎県に被害をもたらした台風の襲来を各月の旬別でみると次表のとおりである。これによると、台風の襲来期間は7月上旬から 10 月下旬の間である。また、襲来数の多い期間は7月下旬と8月中旬から9月下旬までとなっている。さらに詳しくみると、7月下旬は 20 回、8月下旬は 20 回と圧倒的に多くなっている。

表 1-9 台風の月別襲来回数(昭和 40 年～平成 26 年)

月 旬	7 月	8 月	9 月	10 月
上旬	5	13	10	11
中旬	7	14	18	10
下旬	20	20	16	4
月合計	32	47	44	25

注) この表は、災害の記録(宮崎県)に掲載されている宮崎県に影響した台風についてまとめた。

(3) 台風の経路

宮崎県に影響を及ぼす台風の約 70%は九州の南方海上か、九州の南東海上を通過するものであるが、過去の資料(昭和 24 年～平成 20 年)で県内に大きな災害をもたらした台風 42 個(被害総額 50 億円以上について調査した)についての経路をみると、次のようになっている。

- ア 九州南部に上陸した九州縦断・・・ 13 個
 イ 九州西部に上陸した九州斜断・・・ 6 個
 ウ 日向灘を北上・・・・・・・・・・・・ 7 個
 エ 九州西方海上を北上・・・・・・・・ 12 個
 オ その他・・・・・・・・・・・・・・ 4 個
 (右図に示す)

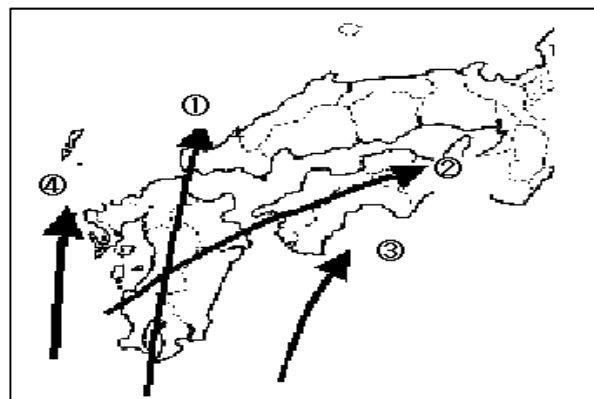


図 1-3 宮崎県に被害をもたらした台風の経路
 (昭和 24 年～平成 20 年)

(4) 宮崎県における台風の強さ

宮崎県で観測された台風の最大風速は細島で 69.3m/s(1951 年 10 月 14 日、ルース台風)を観測している。また、日最大降水量は田口原で 839mm(1971 年 8 月 29 日、台風第 23 号)を記録している。このことから宮崎県における台風の強さが極めて強烈であることをうかがい知ることができよう。さらに台風による風雨の強さを示すと、次表のとおりである。

台風による記録的な風速は、各地ともほとんど 8～10 月に起きているが、降水量はややばらつき 6～10 月の間に起きている。台風の被害高には風雨の強さが関与し、その強さが強烈であるほど増大するが、暴風の継続時間も大きく影響する。宮崎県では他地方に比べてこの時間が一般に長く、かなり被害を増大させている。

1954 年 9 月 14 日の台風第 12 号では、宮崎は 11 日 12 時にはじまり、14 日の 16 時まで 76 時間にわたって暴風雨にさらされた。この台風の進路に当たった主要地点の暴風継続時間を調べると、福岡、浜田と高緯度に進むにつれて急速に減少し、それぞれ 19 時間、21 時間となっている。また、宮崎県を通過し、その後、本州を北東に進んだ 1954 年 8 月 17 日の台風第 5 号の例でも、宮崎の 72 時間に対して、足摺岬 41 時間、潮岬 36 時間、名古屋、東京いずれも 23 時間となっている。

また、台風の雨の降り始まる時刻も、九州の他地方と比べてかなり早いことが多く、台風が台湾の東方、北緯 23～25 度まで北上すると、宮崎県ではしゅう雨（驟雨）が多くなり始める。その後、台風が接近するにつれて次第にその強さを増し、台風が上陸するまでに、100～200mm の降水量に達することが多い。しかも台風による雨はしゅう雨性のものが多く、局地的に異常な豪雨になることがある。

雨の降り終りは、台風が中心が宮崎から 600km の距離に遠ざかったところで、降雨継続時間が長い。

次に台風による被害額、風雨の強さが関係することはもちろんであるが、暴風の継続する時間が大きく影響する。

宮崎県では他の地方に比べて、この時間が一般に長いことが災害の増大に関係している。

表 1-10 台風による日最大風速の累計順位① 単位：m/sec

	地名	種別／ 順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	統計期間
日 最 大 風 速	宮崎	風速	39.2	35.2	32.6	31.3	30.7	1886.1～ 2020.12
		風向	SSE	SE	SSE	SE	ESE	
		年月日	1945.9.17	1954.9.7	1955.9.30	1954.9.26	1911.9.21	
	延岡	風速	23.7	23.7	22.7	21.8	21.8	1961.8～ 2020.12
		風向	S	SSE	SSE	N	SSE	
		年月日	2004.9.7	1965.8.6	1971.8.5	2017.10.29	2005.9.6	
	都城	風速	35.0	34.7	30.4	28.3	28.1	1943.1～ 2020.12
		風向	SSE	SE	NE	NNE	SSE	
		年月日	1945.9.17	1951.10.14	1954.9.7	1946.7.29	1955.9.30	
	油津	風速	37.0	33.6	33.2	32.8	32.8	1949.1～ 2020.12
		風向	SE	SSE	ESE	S	S	
		年月日	2004.8.30	2007.7.14	1982.8.26	1951.10.14	1949.6.20	

表 1-11 台風による日最大瞬間風速の累計順位② 単位：m/sec

	地名	種別／ 順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	統計期間
日最大瞬間風速	宮崎	風速	57.9	55.4	46.8	45.3	44.3	1937.1～
		風向	SE	SSE	SE	SE	SE	
		年月日	1993.9.3	1945.9.17	1969.8.22	1981.7.31	2004.8.30	2020.12
	延岡	風速	51.9	47.2	45.0	44.9	43.1	1961.6～
		風向	SSE	SSE	S	SSE	SE	
		年月日	1999.9.24	2004.8.30	2004.9.7	1992.8.8	2005.9.6	2020.12
	都城	風速	51.4	46.7	45.5	44.7	44.6	1951.1～
		風向	SE	E	NE	ESE	SE	
		年月日	1951.10.14	1993.9.3	1954.9.7	1955.9.29	1992.8.8	2020.12
	油津	風速	55.9	55.8	48.0	47.7	47.6	1950.4～
		風向	SSW	S	S	SSW	SE	
		年月日	2007.7.14	2004.8.30	1989.9.19	1996.7.18	2005.9.6	2020.12

表 1-12 日最大降水量・日最大 1 時間降水量の累年順位 (mm)

	地名	種類／順位	1 位	2 位	3 位	統計期間
日最大降水量	宮崎	降水量	587.2	490.2	437.5	1886.1～
		年月日	1939.10.16	1886.9.24	1990.9.29	2020.12
	延岡	降水量	363.5	315.0	309.5	1961.8～
		年月日	2001.10.16	2004.10.20	2011.10.21	2020.12
	都城	降水量	429.0	400.5	372.0	1943.1～
		年月日	2005.9.5	1982.8.26	2019.7.3	2020.12
	油津	降水量	348.7	346.0	325.0	1949.1～
		年月日	1951.6.30	2008.9.18	1988.7.25	2020.12
日最大 1 時間降水量	高千穂	降水量	355.0	317.0	314.0	1979.1～
		年月日	2005.9.6	2004.8.30	1997.9.16	2020.12
	神門	降水量	628.0	584.0	535.0	1979.2～
		年月日	2005.9.6	2004.8.30	2005.9.5	2020.12
	西米良	降水量	364.5	354.0	333.0	1979.1～
		年月日	2020.9.6	2005.9.5	2005.9.6	2020.12
	えびの	降水量	715.0	688.0	639.0	1976.1～
		年月日	1996.7.18	1997.9.16	2005.9.6	2020.12
日最大 1 時間降水量	宮崎	降水量	139.5	134.0	91.6	1925.1～
		年月日	1995.9.30	1939.10.16	1942.6.23	2020.12
	延岡	降水量	82.7	81.5	80.0	1961.6～
		年月日	1963.10.25	2016.9.20	2000.7.27	2020.12
日最大 1 時間降水量	都城	降水量	96.5	88.0	76.5	1942.6～
		年月日	2012.7.22	2016.9.20	2008.8.5	2020.12
日最大 1 時間降水量	油津	降水量	89.5	84.0	77.5	1949.1～
		年月日	1981.9.25	1974.9.26	1970.7.3	2020.12

(5) 台風の経路別風雨の特性

台風内の風は時計の針と反対方向に吹いていて、その全体が移動していくのであるから、一般的には進行方向に向かって中心の左側では風速は小さく右側は大きい。したがって宮崎県は地形的条件とあいまって通過経路により風雨の強さが著しく異なる。台風が九州の西方を通過するか、または九州を縦断北上するような経路のときは風雨が強く、従って被害も大きい。これに反して東側日向灘を通過するときの台風は風雨ともに比較的弱く被害も少ない場合が多い。

ア 台風の経路別にみた宮崎県の暴風の特性

台風の経路により宮崎県に及ぼす風雨は著しく異なるが、その実態を示すと次のとおりである。

(イ) 台風の進路で異なる宮崎県の暴風

宮崎県に影響を及ぼした代表的な台風 19 個について宮崎地方気象台で観測した経路別風速を示すと下表のとおりである。これによると

- a 九州南部に上陸し縦断北上したもの(上陸縦断型)・・・風速 30m/s 前後から 40m/s 弱で最も強い。
- b 九州西方海上を通過したもの(西方型)・・・・・・・・風速 20m/s 前後で①次ぐ。
- c 九州東方海上を通過したもの(東方型)・・・・・・・・風速 20m/s 以下で最も弱い。

表 1-13 台風の経路別風速表(宮崎地方気象台観測)

上陸縦断型

来襲年月日	台風名	最大風速 (m/s)
昭和 20. 9. 17	枕崎台風	SSE 39. 2
29. 9. 7	台風第 13 号	S E 35. 2
30. 9. 30	台風第 22 号	SSE 32. 6
39. 9. 24	台風第 20 号	ESE 29. 2
44. 8. 22	台風第 9 号	S E 29. 2
平成 5. 9. 3	台風第 13 号	S E 27. 4

西方型

来襲年月日	台風名	最大風速 (m/s)
昭和 24. 7. 17	フェイ台風	ESE 20. 1
25. 7. 20	グレイス台風	S E 18. 0
31. 9. 10	台風第 12 号	SSE 18. 8
32. 8. 19	台風第 7 号	ESE 22. 0
平成 1. 7. 27	台風第 11 号	E 20. 4
5. 8. 10	台風第 7 号	ESE 17. 5
17. 9. 6	台風第 14 号	ESE 21. 1

東方型

来襲年月日	台風名	最大風速 (m/s)
昭和 36. 9. 16	第 2 室戸台風	W 19. 7
38. 8. 8	台風第 9 号	N E 18. 0
54. 9. 30	台風第 16 号	N 17. 3
平成 2. 9. 29	台風第 20 号	N E 17. 0
15. 8. 8	台風第 10 号	N E 15. 9
16. 10. 20	台風第 23 号	NNE 16. 9

(統計期間：1945～2008 年)

(イ) 宮崎県の暴風の状況と台風的位置との関係

- a 西方型・・・宮崎の暴風(「10m/s 以上の風」)以下同(じ)は台風が北緯 25° 付近に達したところから吹き始め、日本海に台風が入るころまで続く。最大風速は台風が転向して進行速度を増したところ観測される。
- b 上陸縦断型・・・暴風の始まりは北緯 28° 付近に達したところで、台風が山陰沖に出て暴風は吹き終る。最大風速は台風が北緯 30° 線に達したところに現れるが、台風が九州南部上陸寸前に、最大風速が観測されることが最も多い。
- c 東方型・・・暴風は、台風が北緯 27° 付近に達したところから吹き始め、瀬戸内海東部に去ったところに吹き終る。最大風速は、北緯 31° ～32° 付近で観測される。

イ 台風の経路別降雨の特性

台風による県下の雨量分布は、台風の経路によってだいたいの型がある。また、台風の経路により宮崎県の雨の降り方にも特異性がみられる。これらの状況について示すと次のとおりである。

(ア) 台風の経路別雨量分布

台風の経路により雨量分布が異なる。

- a 上陸縦断型の場合には県下の雨量は最も多く、しかも降雨強度が強い。したがって警戒すべき台風進路である。
- b 西方型は上陸縦断型に次いで雨量が多く、東方型は雨量が比較的少ない。
- c 特殊なケースとして、台風の進行速度が遅いときや、台風の前面に前線があるようなときには異常な豪雨になることがある。

(イ) 宮崎の降雨状況と台風的位置との関係

台風の経路により宮崎の雨の降り方にも風と同様に特異性がみられる。

特記すべきことは、台風が北緯 23～25° 付近に達したところ宮崎では雨が降り始め、台風が中心が宮崎から約 600km の距離に遠ざかって降りやむ。つまり降雨継続時間が長い。しかも降雨強度が強く豪雨型になりやすい。

7 台風と水害

水害の発生件数中、台風に起因するものは梅雨、低気圧前線に次いで多い。

降水量が多くなるほど被害も増大するが、降水量がどのくらいになると水害が発生するかを宮崎県災異誌の水害について被害発生降水量の下限から調べると、次表のような結果が得られる。すなわち、被害が発生するかどうかの限界の降水量 200mm で、それ以上になると田畑の浸水、がけ崩れ等の被害が急増し、350mm 以上になると、床上浸水等の被害が発生するようになる。ここに示した降水量は降り始めからの総降水量で、継続時間は問題にしていない。

表 1-1 総降水量と水害の程度

被害種類 降水量	床下浸水	床上浸水	田畑の浸水	がけくずれ	死者
200mm 以下	なし	なし	少	少	なし
300mm	急に増加	少	急に増加	急に増加	なし
350mm 以上	甚大	急に増加	甚大	甚大	急に増加

8 被害想定

この計画の樹立にあたっては、宮崎県の気象、地勢、地質等地域特性によって起こる災害を考慮し、次に掲げる規模の災害が、今後県地域に発生することを想定して策定した。

(1) 台風 13 号（風の強い代表的な台風）

来襲年月日 平成 5 年 9 月 2 日
 最大瞬間風速・風向 57.9m/s 南東（宮崎地方気象台）
 総降雨量 404.0mm（えびの）
 死傷者 145 名
 家屋全半壊流出 385 戸
 一部損壊 33,444 戸

(2) 台風 12 号（降雨量の多い代表的な台風）

来襲年月日 昭和 29 年 9 月 13 日
 最大瞬間風速・風向 38.6m/s 南東（宮崎地方気象台）
 総降雨量 1,265.6mm（渡川）
 死傷者 129 名
 家屋全半壊流出 2,430 戸

(3) 枕崎台風（風が強く被害の大きかった代表的な台風）

来襲年月日 昭和 20 年 9 月 17 日
 最大瞬間風速・風向 55.4m/s 南南東（宮崎地方気象台）
 総降雨量 550.4mm（神門）
 死傷者 565 名
 家屋全半壊流出 33,944 戸

(4) 台風 19 号（近年における降雨量の多い代表的な台風）

来襲年月日 平成 9 年 9 月 15 日
 最大瞬間風速・風向 36.7m/s 南東（宮崎地方気象台）
 総降雨量 927.0mm（神門）
 死傷者 12 名
 家屋全半壊流出 13 戸
 床上浸水 2,486 戸

(5) 台風第 14 号（近年における降雨量の多い代表的な台風）

来襲年月日 平成 17 年 9 月 6 日
 最大瞬間風速・風向 43.1m/s 南東（宮崎地方気象台）
 総降雨量 1,321mm（神門）
 死傷者 13 名
 家屋全半壊流出 4,517 戸
 床上浸水 1,405 戸

9 震災対策に対する基本的考え方

我が国では、これまで駿河湾から九州にかけての太平洋沖の南海トラフ沿いにおいて、約100年から150年の間隔で大きな地震が発生していることから、東海地震、東南海・南海地震の対策が進められてきた。

一方、宮崎県においては、日向灘を震源として津波などにより約200名の死者を出した「外所（とんどころ）地震」（1662年）や、約1,300棟以上の家屋が全半壊した「えびの地震」（1968年）など、人的・物的被害を伴う地震に襲われてきたことから、平成8年度に日向灘北部、南部（M7.5）の地震・津波、えびの・小林地震（M6.1）の想定を行い、その後、国の東南海・南海地震の想定を公表したことから、これを踏まえて、平成18年度に再度、日向灘地震、えびの・小林地震についてシミュレーションを行い、地震・津波の防災対策に取り組んできたところである。

このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波であり、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらす結果となった。

このことから、国では、「今後、地震・津波の想定を行うにあたっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を検討していくべきである。」との考えをもとに、平成24年8月に南海トラフ巨大地震の想定を公表した。

宮崎県では、これを受けて県としての最大クラスの地震（M9.1）、津波（M9.0）のシミュレーションを実施し、平成25年10月にこの最大クラスの地震・津波、いわゆる南海トラフ巨大地震により生じる県の被害想定を行った。その後、令和2年3月に県の被害想定が改訂された。

以上のことから、県では、日向灘地震、えびの・小林地震、東南海・南海地震、南海トラフ巨大地震に対応する防災・減災対策に取り組んでいくことを基本としている。

なお、県内全域が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）第3条の規定に基づき南海トラフ地震防災対策推進地域として指定されたため、この計画を同法第5条の推進計画（以下「推進計画」という。）として位置づけている。

推進計画に定める具体的な目標及びその達成の期間については、別途、対策計画として位置付けている「新・宮崎県地震減災計画」において定めている。

10 宮崎県を取り巻く地震環境

図1-4は1993年以降に宮崎県付近に発生した地震の震源とマグニチュードを示したものである。日向灘に震源が集中していることが伺える。また、数は日向灘沖ほど多くはないが、えびの市、小林市付近にもマグニチュード5から6程度の地震が発生している。

図1-5は図1-4を南からみたもので熊本県から宮崎県、日向灘沖にかけての断面に対し、震源の深さ方向に着目して描いた震源断面図である。日向灘沖から宮崎市の方向では、震源がプレート境界の形状にそって徐々に深くなる傾向がわかる。これに対して、内陸部では比較的浅いところに集中する傾向がある。

これらのことから、日向灘沖の地震は一般に言われるプレート境界型の地震であり、内陸部で発生する地震は直下型地震であると考えられる。

これまでの知見では、一般にプレート境界型（海洋型）地震は比較的頻繁に発生し、マグニチュードも大きく、長周期の地震を発生することが多いことがわかっている。これに対し、内陸型（直下型）地震では、発生周期が比較的長く、マグニチュードもあまり大きくないことが多い。しかし地震動は短周期の衝撃型震動を発生させ、比較的狭い範囲に大きな被害をもたらすことが知られている。阪神・淡路大震災の例は、この直下型地震の典型といえる。

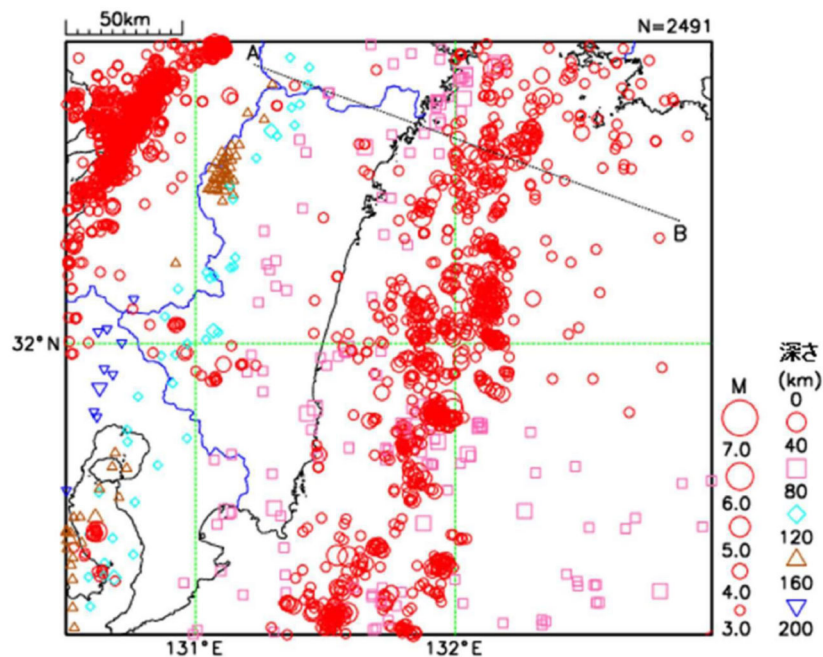


図 1-4 宮崎県周辺に発生した地震とその大きさ

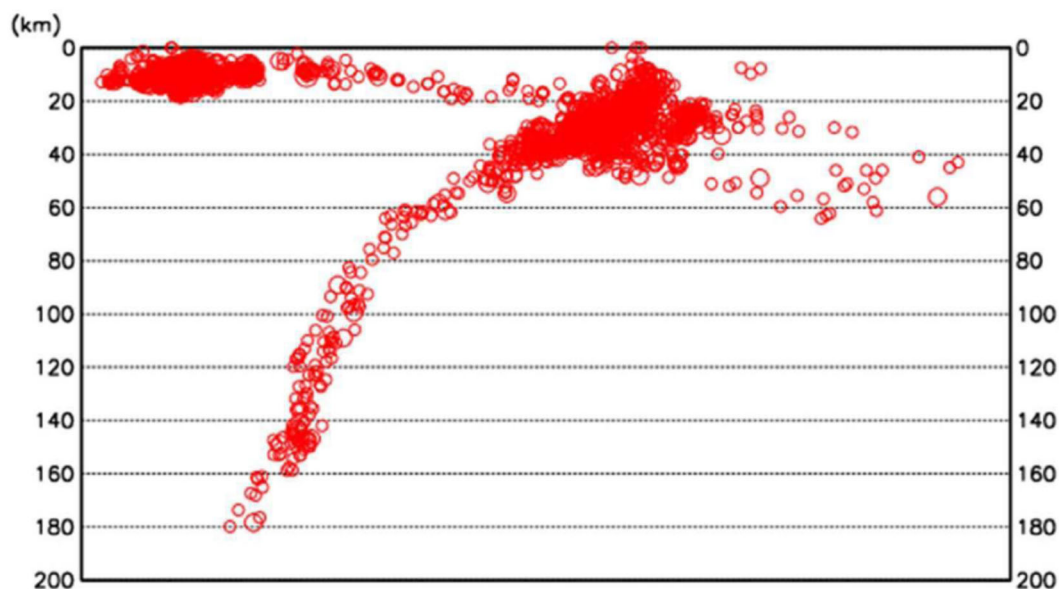


図 1-5 宮崎県を中心とした、地震の震源断面図

宮崎県東方沖の日向灘では、ほぼ十数年から数十年に一度の割合でM7クラスの地震が発生し、多くの場合津波を伴う。例えば、1662年の地震、1941年の地震(M7.2)や1968年の地震(M7.5)では、地震動による被害とともに津波被害も生じた。一方、1931年の地震(M7.1)および1961年の地震では、津波は小さく、地震動による被害が大きかった。このような津波の小さな地震は、震源域が比較的陸域に近く、震源がやや深かったと考えられる。また、より北側の日向灘北部から豊後水道にかけての地震でも被害を受けることがある。例えば、この地域を震源域とする1769年の地震(M7 3/4)では、延岡などで被害が生じた。

さらに、陸域の下へ深く沈み込んだ(100~150kmほど)フィリピン海プレート内の地震で被害を受けることがある。1898年の九州中部の深い地震(M6.7、深さ約150km)や1899年の宮崎県南部の深い地震(M6.4、深さ約100km)では小被害が生じ、1909年の宮崎県西部の深い地震(M7.6、深さ約150km)では、宮崎市周辺などで煙突の倒壊や家屋の半壊などの被害が生じた。

宮崎県には、日向灘に面した宮崎平野があり、その西側には九州山地が広がる。県南西部の鹿児島県との県境には霧島火山があつて、その北東麓にえびの市から都城市にいたる盆地がある。宮崎平野の北部には、海岸に沿って階段状の平坦な土地(海成段丘)が発達している。このような地形は長期間にわたって土地が隆起することで作られるが、このことと日向灘などの地震の関係はまだよく分かっていない。

また、宮崎県には活断層はほとんど知られていないが、陸域の浅い地震によって、局所的に大きな被害を受ける場合がある。被害が大きかったのは、1968年えびの地震(M6.1)であり、この地震では、えびの市(当時えびの町)を中心に多くの住宅が全半壊し、多数の山(崖)崩れが発生した。えびの地方には、1913年にも5月と7月の2度にわたって群発地震が発生している。

宮崎県では、南海トラフ沿いの巨大地震のなかで四国沖から紀伊半島沖が震源域となった場合、地震動や津波による被害を受けることもある。

例えば、1707年の宝永地震(M8.4)では延岡や宮崎などで十数名の死者を出し、1946年の南海地震(M8.0)では2m近い高さの津波が押し寄せて、家屋半壊、船舶の流出損壊、浸水家屋などの被害が生じた。また、海外の地震によっても被害が生じることがあり、1960年のチリ地震津波では、最大2m前後の津波が来襲し、満潮時と重なって、沿岸地域で床上浸水をはじめ、水田の冠水、船舶被害などの被害が生じた。

表 1-25 宮崎県の被害地震一覧

No	発生年月日	震央地域 [地震名]	規模	被害概要
1	1662/10/31	日向灘 [外所地震]	7.6	死者多数、潰家 3,800 戸
2	1769/ 8/29	豊後水道	7.7	高鍋城、佐土原城損壊、寺社町家破損多
3	1899/11/25	日向灘	7.1	家屋、石垣等の破損、土地の亀裂等
4	1903/10/11(明治 36)	日向灘	6.2	灯台破損
5	1913/ 4/13(大正 2)	日向灘	6.8	壁の亀裂等
6	1929/ 5/22(昭和 4)	日向灘	6.9	煙突崩壊、家屋の損壊等
7	1931/11/ 2(昭和 6)	日向灘	7.1	死者 1、負傷者 29、全壊 4、半壊 10、 一部破損多数
8	1939/ 3/20(昭和 14)	日向灘	6.5	死者 1、負傷者 1、全壊 1、一部破損多
9	1941/11/19(昭和 16)	日向灘	7.2	負傷者 5、全壊 1、一部破損多数
10	1946/12/21(昭和 21)	紀伊半島沖 「昭和南海地震」	8	負傷者 5、半壊 3、家屋浸水 1,165
11	1948/ 5/ 9(昭和 23)	日向灘	6.5	壁土落下等
12	1960/ 5/24(昭和 35)	チリ地震 津波	8.5	床上浸水 168 戸、床下浸水 145 戸、 船舶被害 32 隻
13	1961/ 2/27(昭和 36)	日向灘	7	死者 1、負傷者 4、全壊 1、半壊 4、一部破損 104
14	1968/ 2/21(昭和 43)	鹿児島県薩摩地方 「えびの地震」	6.1	負傷者 35、全壊 451、半壊 896、一部破損 3,597
15	1968/ 4/ 1(昭和 43)	日向灘	7.5	負傷者 15、半壊 1、一部損壊 9
16	1969/ 4/21(昭和 44)	日向灘	6.5	負傷者 2
17	1970/ 7/26(昭和 45)	日向灘	6.7	負傷者 13、道路決壊 2、山崩れ 4
18	1984/ 8/ 7(昭和 59)	日向灘	7.1	負傷者 9、一部損壊 319
19	1987/ 3/18(昭和 62)	日向灘	6.6	死者 1、負傷者 6、一部損壊 432、道路損壊、 山崩れ、崖崩れ等
20	2016/ 4/14(平成 28)	熊本県熊本地方	6.5	負傷者 8、半壊 2、一部損壊 39
21	2016/ 4/16(平成 28)	熊本県熊本地方	7.3	

表 1-3 昭和以降 宮崎県内 震度5弱以上の地震観測表

地震の発生日	地震の発生時刻	震央地名	深さ	M	最大震度	県内最大震度
1929/5/22(昭和 4)	1:35:31	日向灘	59 km	6.9	震度 5	震度 5
1931/11/2(昭和 6)	19:02:56	日向灘	28 km	7.1	震度 5	震度 5
1941/11/19(昭和 16)	1:46:26	日向灘	33 km	7.2	震度 5	震度 5
1961/2/27(昭和 36)	3:10:49	日向灘	37 km	7	震度 5	震度 5
1968/2/21(昭和 43)	10:44:52	宮崎県南部山沿い	0 km	6.1	震度 6 ※	震度 6 ※
1968/4/1(昭和 43)	9:42:04	日向灘	22 km	7.5	震度 5	震度 5
1970/7/26(昭和 45)	7:41:10	日向灘	20 km	6.7	震度 5	震度 5
1987/3/18(昭和 62)	12:36:29	日向灘	48 km	6.6	震度 5	震度 5
1996/10/19(平成 8)	23:44:41	日向灘	34 km	6.9	震度 5 弱	震度 5 弱
1996/12/3(平成 8)	7:17:58	日向灘	38 km	6.7	震度 5 弱	震度 5 弱
2016/4/14(平成 28)	21:26:34	熊本県熊本地方	11 km	6.5	震度 7	震度 5 弱
2016/4/16(平成 28)	1:25:05	熊本県熊本地方	12 km	7.3	震度 7	震度 5 強
2019/5/10(令和元)	8:48:42	日向灘	25 km	6.3	震度 5 弱	震度 5 弱

※震源域付近の推定震度

表 1-4 日本における主な近年の被害地震(平成 28 年以降)

発生年月日	震央地名・地震名	M	最大震度	津波	人的被害	物的被害
平成 28 年 (2016 年) 1 月 14 日	浦河沖	6.7	5 弱		負 2	非住家公共建物 1 棟
平成 28 年 (2016 年) 4 月 14 日～	熊本県熊本地方など 平成 28 年 (2016 年) 熊本地震	7.3	7		死 273 負 2,809	住家全壊 8,667 棟 住家半壊 34,719 棟 住家一部破損 162,500 棟など
平成 28 年 (2016 年) 5 月 16 日	茨城県南部	5.5	5 弱		負 1	住家一部破損 2 棟
平成 28 年 (2016 年) 6 月 16 日	内浦湾	5.3	6 弱		負 1	住家一部破損 3 棟
平成 28 年 (2016 年) 10 月 21 日	鳥取県中部	6.6	6 弱		負 32	住家全壊 18 棟 住家半壊 312 棟 住家一部破損 15,095 棟など
平成 28 年 (2016 年) 11 月 22 日	福島県沖	7.4	5 弱	144cm	負 21	住家一部破損 9 棟
平成 28 年 (2016 年) 12 月 28 日	茨城県北部	6.3	6 弱		負 2	住家半壊 1 棟住家一部破損 25 棟
平成 29 年 (2017 年) 6 月 25 日	長野県南部	5.6	5 強		負 2	住家全壊 1 棟 住家一部破損 30 棟など
平成 29 年 (2017 年) 7 月 1 日	胆振地方中東部	5.1	5 弱		負 1	なし
平成 29 年 (2017 年) 7 月 11 日	鹿児島湾	5.3	5 強		負 1	住家一部破損 3 棟
平成 29 年 (2017 年) 10 月 6 日	福島県沖	5.9	5 弱		負 1	なし
平成 30 年 (2018 年) 4 月 9 日	島根県西部	6.1	5 強		負 9	住家全壊 16 棟 住家半壊 58 棟 住家一部破損 556 棟など
平成 30 年 (2018 年) 6 月 18 日	大阪府北部	6.1	6 弱		死 6 負 462	住家全壊 21 棟 住家半壊 483 棟 住家一部破損 61,266 棟など
平成 30 年 (2018 年) 9 月 6 日	胆振地方中東部 平成 30 年北海道胆振 東部地震	6.7	7		死 43 負 782	住家全壊 469 棟 住家半壊 1,660 棟 住家一部破損 13,849 棟など
平成 31 年 (2019 年) 1 月 3 日	熊本県熊本地方	5.1	6 弱		負 4	住家一部破損 60 棟
平成 31 年 (2019 年) 2 月 21 日	胆振地方中東部	5.8	6 弱		負 6	住家一部破損 19 棟
令和元年 (2019 年) 5 月 10 日	日向灘	6.3	5 弱		負 3	なし
令和元年 (2019 年) 5 月 25 日	千葉県北東部	5.1	5 弱		負 1	なし

発生年月日	震央地名・地震名	M	最大震度	津波	人的被害	物的被害
令和元年（2019 年） 6 月 18 日	山形県沖	6.7	6 強	11cm	負 43	住家半壊 28 棟 住家一部破損 1580 棟など
令和元年（2019 年） 8 月 4 日	福島県沖	6.4	5 弱		負 1	住家一部破損 1 棟など
令和 2 年（2020 年） 3 月 13 日	石川県能登地方	5.5	5 強		負 2	なし
令和 2 年（2020 年） 6 月 25 日	千葉県東方沖	6.1	5 弱		負 2	住家一部破損 5 棟など
令和 2 年（2020 年） 9 月 4 日	福井県嶺北	5	5 弱		負 13	なし
令和 2 年（2020 年） 9 月 12 日	宮城県沖	6.2	4		負 1	なし
令和 2 年（2020 年） 12 月 21 日	青森県東方沖	6.5	5 弱		負 1	なし
令和 3 年（2021 年） 2 月 13 日	福島県沖	7.3	6 強		死 1 負 187	住家全壊 69 棟 住家半壊 729 棟 住家一部破損 19758 棟など
令和 3 年（2021 年） 3 月 20 日	宮城県沖	6.9	5 強		負 11	住家一部破損 2 棟など
令和 3 年（2021 年） 5 月 1 日	宮城県沖	6.8	5 強		負 4	なし

11 想定地震と被害想定

宮崎県では、従来から津波被害をもたらす海溝型の地震として、日向灘地震と併せて東南海・南海地震について、内陸型の地震として、えびの・小林地震について、過去数百年の地震の発生履歴から再現し想定することを基本としていた。そのような中、国では、2011年の東日本大震災において、従前には十分に想定しえなかった現象や事態が生じ、海溝型巨大地震はその被害が甚大かつ広域化するという特徴も明らかになり、自然現象であるため大きな不確実性を伴うが、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討する必要があるとして、南海トラフ巨大地震（M9クラス）の想定を行った。

宮崎県についても、従来想定していたものに南海トラフ巨大地震も加え、今後の県の対策の基礎としている。

宮崎県防災会議地震専門部会において、宮崎県内に最大クラスの揺れをもたらすと想定される強震断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表（2012.8）の4ケースのうち、宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定し、さらに日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強振動生成域（SMGA）を新たに配置したモデルを想定し、2つのモデルによる地震動の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの地震動を想定した。

被害想定に用いる地震動については、県内に影響の大きい2つのケースを設定している。

表 1-18 想定地震

想定ケース①	内閣府（2012）が設定した強震断層モデル（陸側ケース）及び津波断層モデル（ケース 11）を用いて、宮崎県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。
想定ケース②	宮崎県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース

表 1-19 被害想定（最大震度別市町村数）

想定最大震度	市町村名
震度 7 が想定される地域 （6 市 7 町）	宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、西都市、国富町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町、門川町
震度 6 強が想定される地域 （3 市 3 町 1 村）	都城市、小林市、えびの市、三股町、綾町、美郷町、西米良村
震度 6 弱が想定される地域 （4 町 2 村）	高原町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、諸塚村、椎葉村

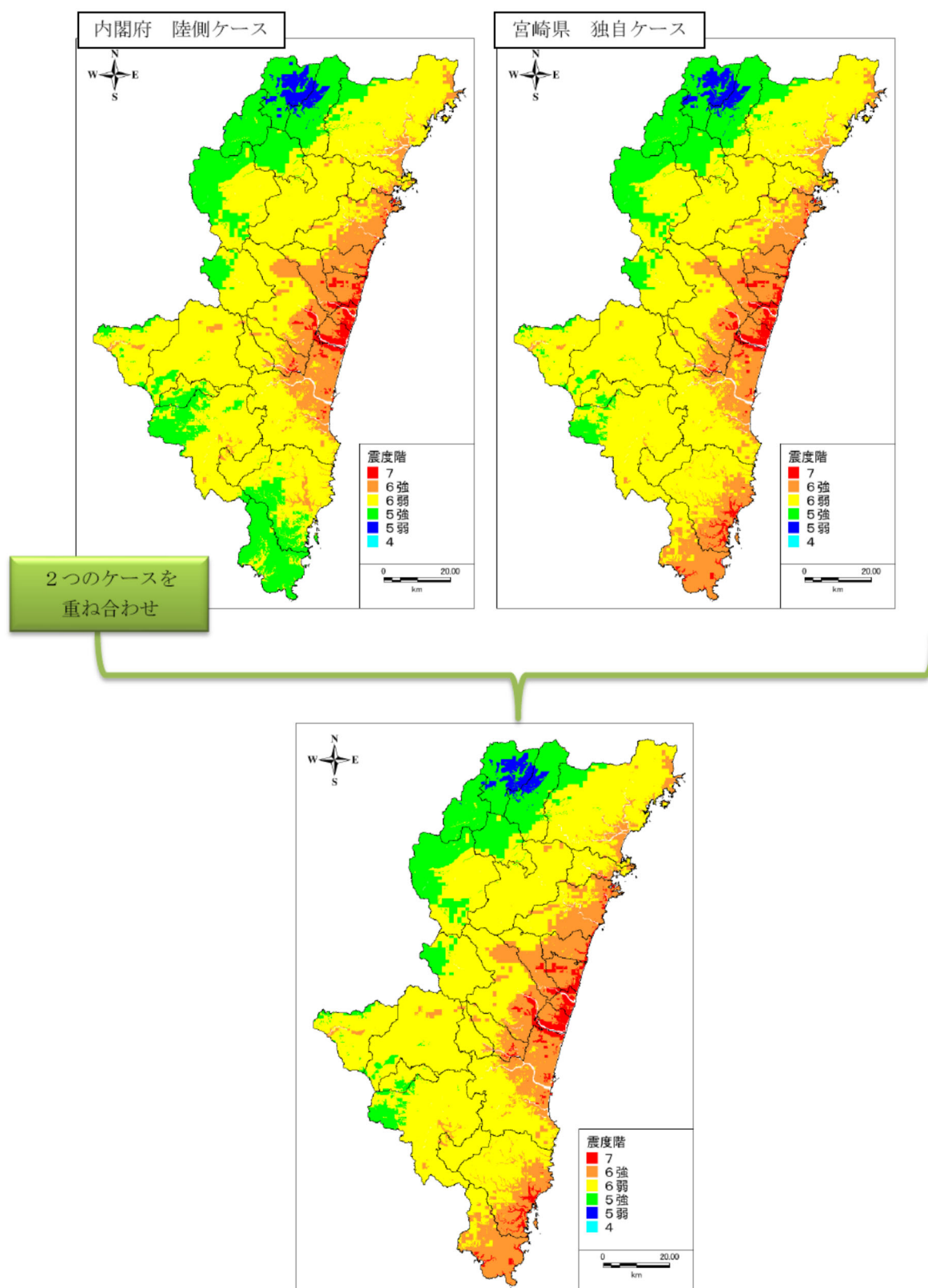


図 1-6 想定地震と被害想定分布図

12 想定される被害の概要

(1) 前提条件

ア シーン（季節・時刻）については、特徴的な3種類を設定（内閣府同様）。

イ 風速については、比較的強い風速毎秒8mを設定（内閣府同様）。

ウ 津波避難ビルをはじめとする避難場所については2019年12月時点で指定されているものを設定。

エ 津波に対する避難意識については、平成30年度に実施された県民意識調査による津波避難意識を設定。

表 1-20 想定される被害の概要（シーン別）

シーン設定	想定される被害の特徴
① 冬・深夜	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。 ※屋内滞留人口は、深夜～総長の時間帯でほぼ一定。
② 夏・昼12時	・オフィスや繁華街に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。 ※木造建物内滞留人口は、昼10時～15時でほぼ一定。 ※海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
③ 冬・夕18時	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

（出典）南海トラフ巨大地震対策ワーキンググループ：南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）（2012.8）

13 主要な被害数量の想定

下表は、今回想定した地震による被害の、人命に係わる部分について市町村毎の被害最大数を示している。

表 1-2-1 想定地震による市町村被害の最大値

	最大震度	焼失棟数	人的被害		断水人口(直後)		避難者(被災1日後)			帰宅困難者数
			死者	負傷者	人口	断水率	避難者数	避難所	避難所外	
宮崎市	7	約 2,300	約 2,100	約 6,400	約 395,000	99%	約 122,000	約 77,000	約 46,000	約 14,000
都城市	6 強	約 40	約 60	約 960	約 149,000	93%	約 4,900	約 3,000	約 2,000	約 9,500
延岡市	7	約 500	約 3,300	約 2,800	約 120,000	99%	約 66,000	約 43,000	約 23,000	約 3,100
日南市	7	約 110	約 1,000	約 750	約 52,000	100%	約 16,000	約 10,000	約 5,400	約 1,600
小林市	6 強		約 10	約 180	約 38,000	88%	約 1,000	約 620	約 410	約 2,400
日向市	7	約 120	約 5,900	約 2,000	約 60,000	100%	約 37,000	約 25,000	約 13,000	約 2,400
串間市	7	約 50	約 70	約 130	約 18,000	100%	約 1,400	約 890	約 480	約 630
西都市	7	約 40	約 200	約 810	約 26,000	100%	約 9,200	約 5,500	約 3,700	約 1,800
えびの市	6 強	約 10	約 20	約 310	約 18,000	93%	約 1,100	約 690	約 460	約 1,600
三股市	6 強	約 10	約 10	約 150	約 24,000	95%	約 880	約 530	約 350	約 940
高原町	6 弱			約 30	約 7,400	83%	約 100	約 60	約 40	約 380
国富町	7	約 30	約 70	約 360	約 19,000	99%	約 3,000	約 1,800	約 1,200	約 1,400
綾町	6 強	約 10	約 20	約 120	約 6,900	98%	約 750	約 450	約 300	約 460
高鍋町	7	約 80	約 400	約 780	約 20,000	100%	約 12,000	約 7,700	約 4,400	約 1,500
新富町	7	約 20	約 250	約 530	約 18,000	100%	約 7,300	約 4,500	約 2,800	約 1,100
西米良村	6 強			約 10	約 590	84%	約 20	約 10	約 10	約 100
木城町	7	約 10	約 60	約 200	約 4,900	100%	約 2,100	約 1,300	約 850	約 430
川南町	7	約 20	約 520	約 770	約 15,000	100%	約 5,900	約 3,600	約 2,300	約 860
都農町	7	約 30	約 250	約 320	約 10,000	100%	約 3,200	約 2,000	約 1,300	約 530
門川町	7	約 30	約 1,000	約 450	約 18,000	100%	約 13,000	約 8,300	約 4,200	約 690
諸塚村	6 弱			約 10	約 590	83%	約 40	約 20	約 20	約 90
椎葉村	6 弱			約 10	約 620	83%	約 50	約 30	約 20	約 90
美郷町	6 強		約 10	約 70	約 4,700	94%	約 270	約 160	約 110	約 420
高千穂町	6 弱				約 4,400	38%				約 460
日之影町	6 弱				約 1,300	50%	約 10	約 10		約 220
五ヶ瀬町	6 弱				約 1,700	60%	約 10	約 10		約 130
合計		約 3,400	約 15,000	約 18,000	約 1,034,000	97%	約 307,000	約 196,000	約 112,000	約 46,000

地域防災計画を策定する上では、想定地震により可能性のある最大被害を目標とするものとする。

発災後、様々な状況が想定されるが、阪神・淡路大震災の例に見るように、発災直後の対応が人命に係わる重要な要素である。このため表 1-2-1 では、発災直後の対応として重要な項目について集計したものである。

ただし、県の被害想定値は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持つてみる必要がある。

そのため、被災中心市町村ではここで示した必要量が生じる可能性があるが、周辺市町村ではここに記述した数量については一つの目安と考え、他県を含んだ、県、市町村の協力体制を確立するものとする。

14 噴火災害の想定

噴火災害の想定は以下のとおりである。

(1) 予想される噴火

霧島山火山の今後の噴火活動に伴う現象について、その規模、噴火場所、災害要因等がどのようなかを想定することは困難である。特に霧島山火山は多数の火口を持っており、その中には単成火山（一回の噴火で活動を終了した火山）も多く含まれているため、過去に活動した火口だけでなく、それ以外の場所からの噴火の可能性もある。さらに、4,600年前には山麓で爆発的な噴火が発生し御池が生じたように、山麓でも大きな噴火が発生するおそれがある（ただし、御池のような活動は霧島山火山の30万年間の活動の中で、噴火口が残っているのは2箇所(回)と発生頻度は非常に少ない）。

このように、現在の火口以外からの噴火については場所、規模ともに想定することは不可能であり、現段階では、現存火口以外からの噴火を想定した効果的な火山災害対策計画を策定することは困難である。

一方、歴史時代で最大規模の噴火は、近い将来における発生が十分考えられ、これに対する火山災害対策計画が現実的である。したがって、歴史時代の噴火記録の中で最大規模の噴火と考えられる1235年、1716年～1717年規模の噴火及びそれに伴う現象を計画対象噴火とする。噴火場所は歴史時代以降活動の盛んな硫黄山、大幡池、新燃岳、御鉢のいずれかとする。

霧島山火山防災検討委員会（平成19年度）による火山災害予測図検討分科会において、霧島山火山の噴火災害危険区域予測図を作成し、1235年規模の噴火が起った際の災害要因の影響範囲などを推定していることから、本計画では、平成19年度の噴火災害危険区域予測図の成果を想定災害とする。

表 1-2-2 想定噴火の概要

想定規模	中～大規模噴火（概ね1回／200年）	小規模噴火（概ね1回／20年）
噴火様式	プリニー式噴火準プリニー式噴火	ブルカノ式噴火 水蒸気爆発・マグマ水蒸気爆発噴火
噴火規模	VEI（火山爆発指数）＝2～4 1235年の御鉢での噴火規模。 ただし、火砕流の規模は1716～1717年の 新燃岳噴火で発生した火砕流の規模。	VEI＝0～1
噴火場所	硫黄山、大幡池、新燃岳、御鉢の4火口。 ただし、この他の地域からも噴火の可能性はある。	
災害要因	噴石、降灰、溶岩流、火砕流・火砕サージ、火山泥流（火口湖決壊型）、山体崩壊、降灰後の降雨による土石流、空振、火山ガス、地すべり・斜面崩壊	

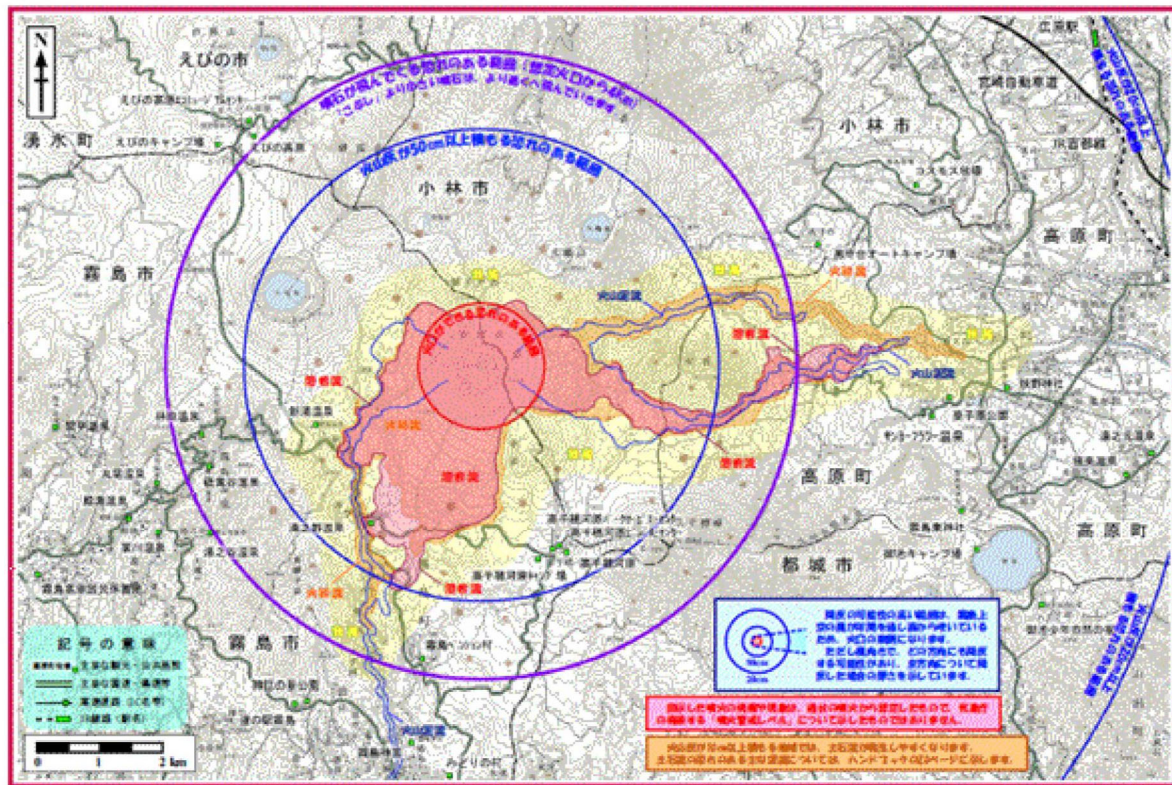
(2) 火山災害危険区域と災害の予測

火山噴火災害危険区域予測図作成指針（国土庁防災局，平成4年）に基づき検討した条件をもとに、霧島山火山噴火災害予測調査検討委員会が予測した火山災害危険区域を次図に示す。この条件である霧島山火山が大規模噴火（1235年噴火程度）した際に予想される宮崎県における被災地域及び災害状況を下表に示す。

表 1-2-3 霧島山火山の噴火で予想される被災地域と災害状況

災害現象	災害状況と被災地域	時間的要素
噴出岩塊	人間や家畜が死亡したり、車両、建物、道路等が破壊されたりする。熱い岩塊が落下した場合は火災が発生することもある。 噴火口から4kmの範囲に直径10cmから数mの岩塊が落下する。	爆発的な噴火と同時に噴出される
降下火砕物	直径十数cmの降下火砕物が直撃すると、人間や家畜が死亡したり、車両に被害が生じる。また、降下火砕物が厚く堆積すると、木造建物やビニールハウスが破壊され、農作物に甚大な被害が生じる。 風下側に20kmで20cm以上堆積し、九州自動車道や宮崎自動車道をはじめ、周辺の交通機関にも影響が生じる。特に、霧島山火山上空は偏西風の影響で西風が卓越しており、霧島山火山の東側に火砕物が降下する可能性が高い。	粒径が大きな火砕物は早い時間で降下する。細かいものは遠くに飛散し、ゆっくりと降下する。
火砕流	火砕流の本体が流下、堆積したところでは建物、樹木はなぎ倒され、焼失し、埋没する。また、本体から500m外側の範囲でも熱風の影響を受け、火災が発生する。霧島山火山で発生が予測される火砕流は、火口から高温の軽石等が溢れ出ることによって発生するものと考えられている。	時速100km以上で流下し、数分で山麓に到達する。
溶岩流	溶岩の流下域にあたる地域では、土地や家屋の破壊、埋没等の破壊的被害が生じる。 溶岩流は地形的低所に沿って流下する。	火山口から数時間から数日で山麓に到達する。
泥流・土石流	泥流・土石流の流下域では、建物や農地は流失、埋没する。霧島山やその周辺地域の山地で、上流域に多量の降下火砕物が堆積したところや非溶結の火砕流が堆積した河川で発生する危険が高い。	噴火後数年間、小雨時でも発生する。時速40km程度で流下する。
空振	窓ガラスの破損等の被害が生じる。 被害は、100km離れた地域に及ぶこともある。	爆発的な噴火に伴って発生する。
山体崩壊	噴気活動や地震にともなって発生するもので火山斜面を岩屑なだれとなって流下する。	爆発的な噴火あるいは、地震に伴って発生する。
地すべり・火山ガス・小規模な水蒸気爆発	温泉・火山ガス噴気帯では、熱水によって地盤が変質し、地すべりが発生しやすくなっている。また、噴気帯からは、有毒な火山ガスが噴出しており、気象条件によっては人体に影響を及ぼすことがある。さらに、このような噴気帯において、噴気孔が一時的に閉塞されると小規模な水蒸気爆発が起きることがある。	日常的に発生するおそれがある。

【新燃岳】



【御鉢】

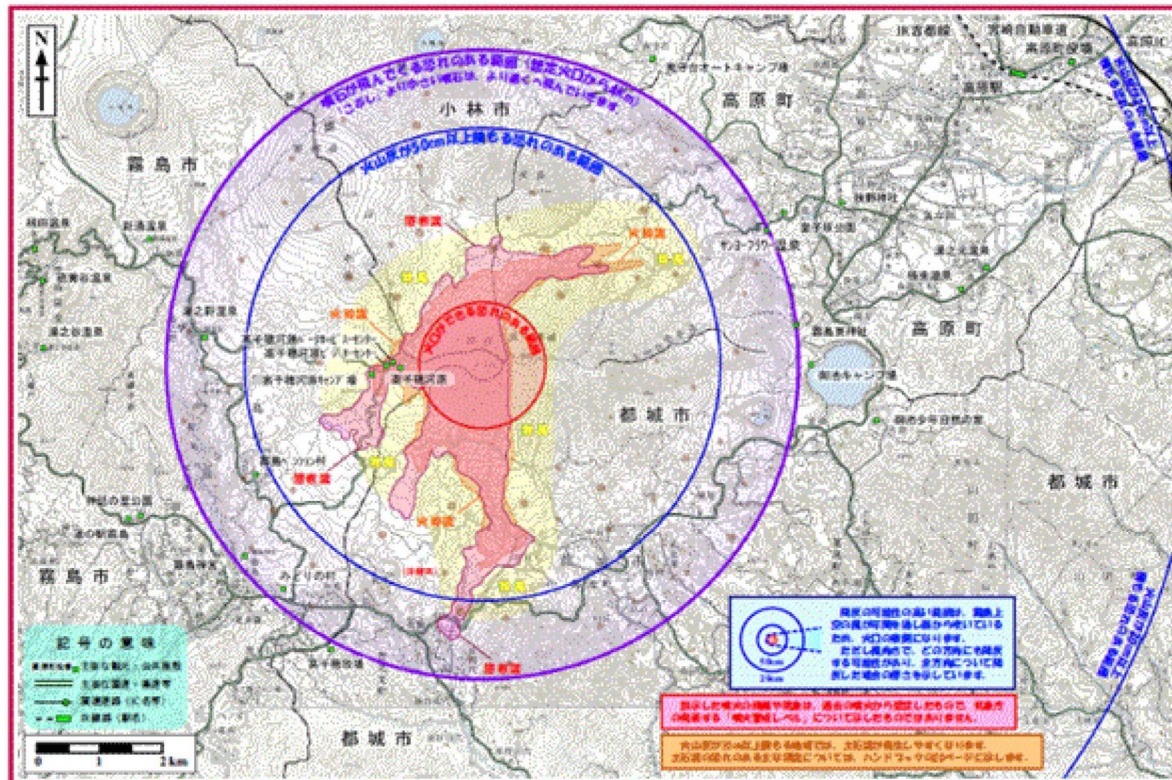
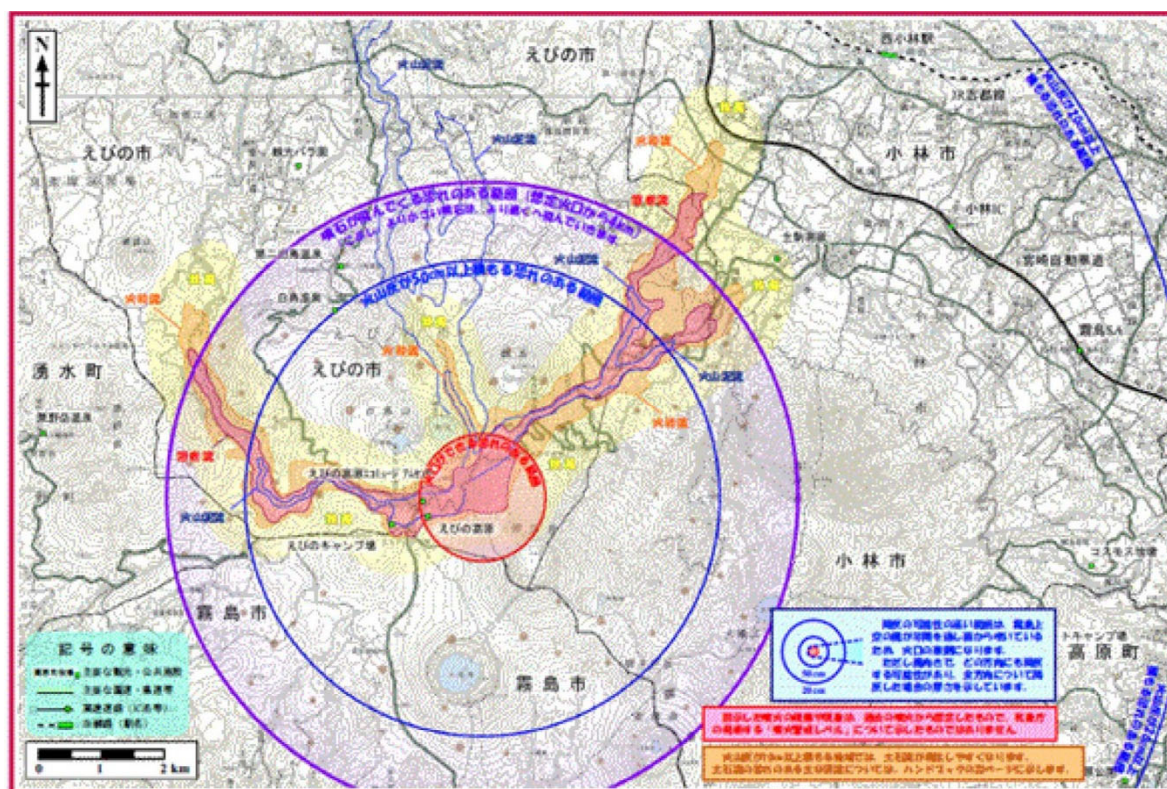


図 1-7 規模の大きな噴火が起こった場合の災害区域予想図（上：新燃岳・下：御鉢）

【えびの高原周辺】



【大幡池】

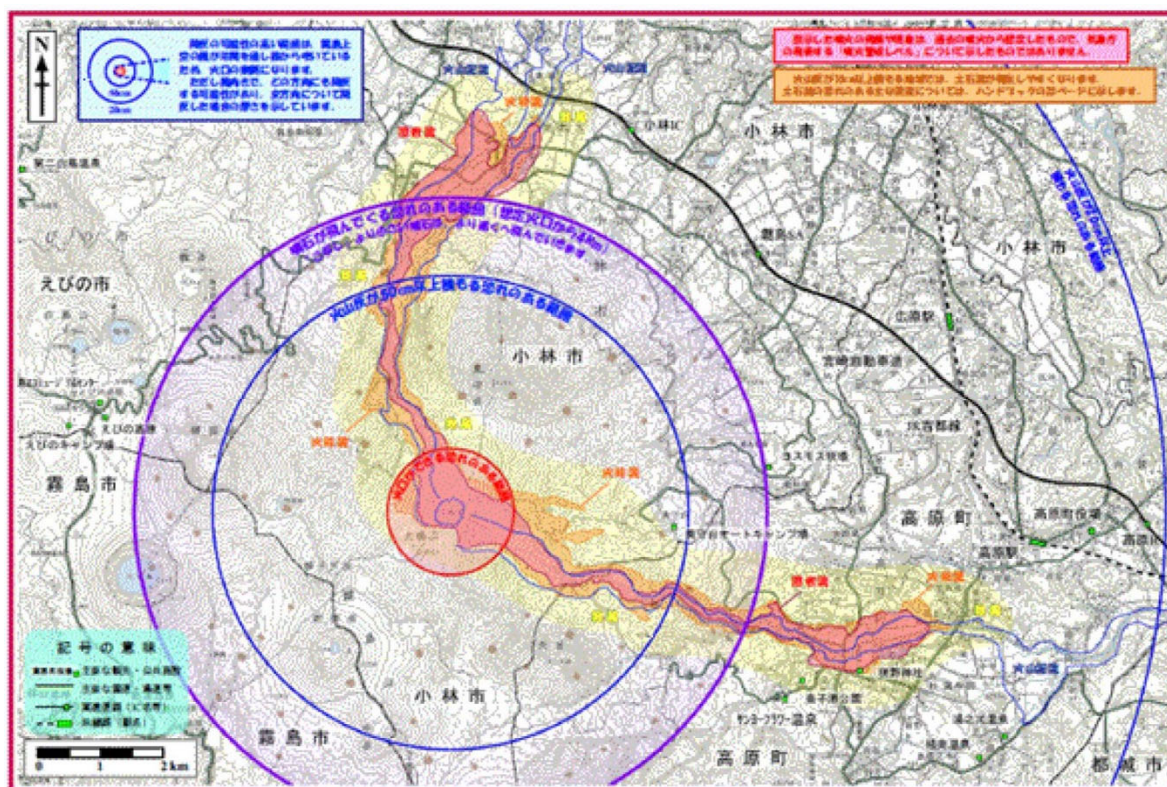


図 1-8 規模の大きな噴火が起こった場合の災害区域予想図（上：えびの高原周辺・下：大幡池）